

石綿について

1. 石綿の種類

	分類	石綿名	備考
石 綿	蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）	建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
	角閃石系	クロシドライト（青石綿）	労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
		アモサイト（茶石綿）	
		アンソフィライト	他の石綿の鉱床中に不純物として含まれる 日本国内の産業界で使用されていない 建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
		トレモライト	
アクチノライト			

2. 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を生じるおそれがある。

● 石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つである。肺の線維化を起こすものは他の鉱物性粉じん等多くの原因があるが、石綿のばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺として区別している。

● 肺がん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。発がん性の強さは、石綿の種類により異なる他、石綿の太さ、長さにも関与する。

● 悪性中皮腫

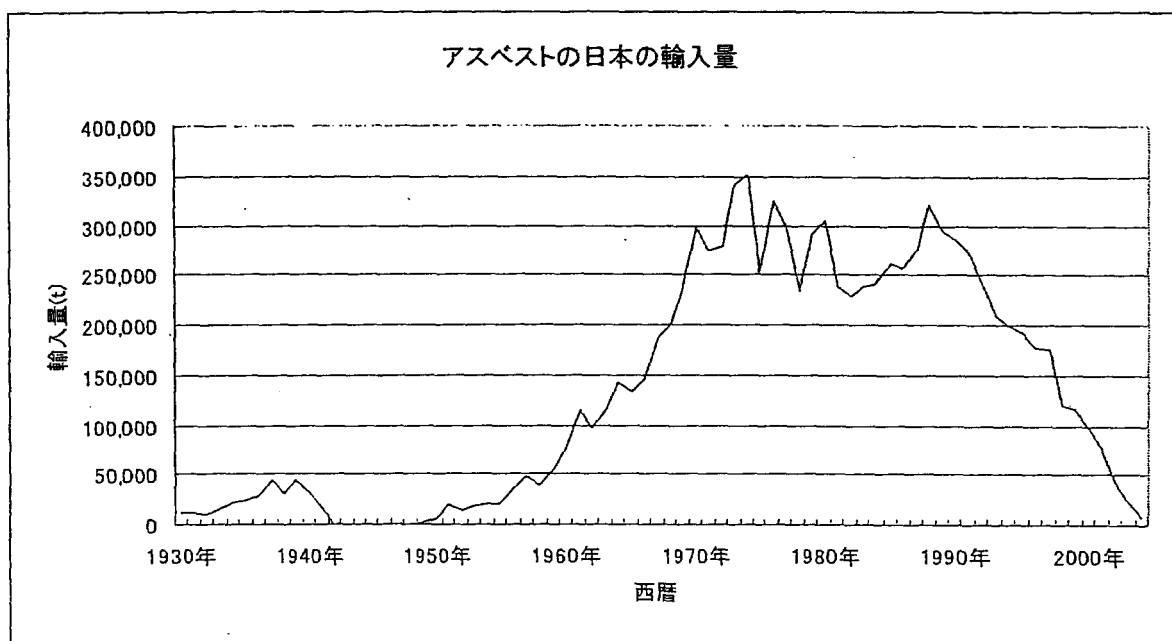
肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍である。

石綿の使用状況

(1) 輸入量

日本の石綿輸入量は1960年代より増加し、1974年の35万トンを超えて最高に年間約30万トン前後で推移してきたが、1990年代から年々減少傾向にあり、2002年は4万3千トンとなっている。2004年の輸入量は8千トンであり、前年比67%減となっている。

日本への主な輸入元は、カナダ（65.7%）、ブラジル（19.5%）、ジンバブエ（10.8%）である（2004年）。



(財務省貿易統計)

(2) 石綿品の用途

石綿の使用量のうち9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されている。

(なお、アモサイト及びクロシドライトについては平成7年4月1日よりすべての製品の製造等が禁止、その他の石綿については平成16年10月1日より建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止されている。)

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板(平板)	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板(波板)	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
	石綿セメント円筒	煙突
非建材	断熱材用接着剤	高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋める接着剤
	耐熱、電気絶縁板	配電盤等
	ジョイントシート	配管又は機器のガスケット
	シール材	機器等の接続部分からの流体の漏洩防止用の詰物
	その他の石綿製品	工業製品材料(石綿布等)、ブレーキ(摩擦材)

石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況

疾病名	年度														
		～54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4
石綿にさらされる業務による肺がん		18	1	2	7	4	3	7	5	8	7	9	10	10	9
石綿にさらされる業務による中皮腫		1					4	4	9	2	3	10	6	8	14
合 計		19	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
11	9	10	15	12	23	17	17	21	22	38	59	354
10	12	13	12	10	19	25	35	33	55	83	127	495
21	21	23	27	22	42	42	52	54	77	121	186	849

石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数（平成11年度～16年度）

	認定件数		肺がん		中皮腫	
	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)
建設業 計	175	124	62	41	113	83
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	97	66	34	22	63	44
既設建築物設備工事業	41	26	18	11	23	15
機械装置の組み立て据え付けの事業	3	3	0	0	3	3
その他の建設事業	34	29	10	8	24	21
製造業 計	314	247	95	71	219	176
食料品製造業（たばこ等製造業を除く）	1	1	0	0	1	1
繊維工業又は繊維製品製造業	3	2	1	1	2	1
化学工業	3	2	1	1	2	1
ガラス又はセメント製造業	4	4	1	1	3	3
窯業又は土石製品製造業	117	94	51	42	66	52
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	8	6	4	3	4	3
金属材料品製造業（鋳物業を除く）	4	4	0	0	4	4
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びメッキ業を除く）	16	11	3	2	13	9
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計製造業を除く）	14	12	4	2	10	10
輸送用機械器具製造業（船舶製造を除く）	19	16	0	0	19	16
船舶製造（修理業を含む）	81	61	21	12	60	49
上記外の製造業	44	34	9	7	35	27
交通運輸業	1	1	0	0	1	1
貨物取扱業	9	6	2	2	7	4
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2	2	1	1	1	1
倉庫業、警備業、消毒及び害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	1	0	0	1	1
その他の各種事業	30	21	14	9	16	12
合 計	532	402	174	124	358	278

石綿（アスベスト）問題への対応

平成 17 年 7 月 11 日
アスベスト問題に関する関係省庁会議

石綿（アスベスト）問題については、当面の対応として、「アスベスト問題に関する関係省庁会議」を設け、各省連携・協力して、①実態調査・報告を通じて情報の共有、②健康相談窓口の開設、③大気汚染防止法、労働安全衛生法などに基づく規制的措置や労災補償等の既存の対策の徹底についての点検等、下記の対策を一斉に進めている。

今後、関係省庁、地方公共団体等が、更に密接に連携・協力して適切な対応を図っていくこととしている。

※会議メンバー省庁（7月11日現在）……環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房（事務局）（適宜拡充を予定）

1. 石綿被害に関する実態把握（厚生労働省、経済産業省等）

石綿関連事業場における健康障害防止対策の状況、被害状況について、事業場への立入調査、業界団体を通じた調査等を実施する。

2. 石綿関連事業場労働者、退職者、その家族及び住民を対象とした健康相談窓口の開設（厚生労働省、環境省等）

石綿関連事業場で働いていた人、その家族及び周辺住民の健康不安に対応するため、保健所、産業保健推進センター、労災病院等に健康相談窓口を開設するとともに、情報収集を行う。

3. 石綿関連事業場労働者、退職者への健康診断の呼びかけ、労災補償制度及び健康管理手帳制度の一層の周知徹底（厚生労働省）

石綿関連事業場で働いていた人に健康診断の受診を広く呼びかけるとともに、石綿による疾病に関する「労災補償」及び「健康管理手帳」の周知徹底を図る。

4. 建築物の解体時の飛散予防等の徹底（環境省、厚生労働省、国土交通省等）

大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法等の関係法令の遵守の指導徹底を図る。

5. 石綿含有製品の代替化の促進（厚生労働省、経済産業省等）

関係業界団体に対し、代替困難として例外的に残されている石綿含有製品（ジョイント・シート等）の代替推進を改めて要請する。

石綿ばく露歴 チェック表

『職業性石綿ばく露と石綿関連疾患』（(三信図書)より転載)

労働者の方々が、石綿にばく露していたかどうかチェックする一つの方法として、「本チェック表」が有用ですので、医療機関における問診の際には、ぜひともご活用ください。

「石綿」は、耐熱性・化学的安定性に富み、断熱性、電気絶縁性が高いこと等から有用な原材料であるため多くの業種で使用されてきたこと、中皮腫等の潜伏期間が長期にわたる（中皮腫の場合：35～40年）こと等から、労働者の方が石綿ばく露を受けたか否かについて、定かでないことがあるからです。

Study No. :

Informant's name :

Address :

Phone :

Relationship :

I. 次の産業に従事したことがありますか。

- 鋳業 () 家具・木材製品製造業 クロム酸塩製造業
 造船業 ガス業 ゴム産業
 セメント業 建築業 印刷業
 精錬業 化学物質製造業 鉄鋼業
 金属研ま業 断熱業 紙・パルプ製造業
 プラスチック産業 精製業 靴製造・修繕業 鋳造業

II. 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業

(在学中のアルバイト、戦時中の仕事など短期間の仕事もできる限り聞きとること)

会社名	会社の所在地	会社の事業内容	本人の仕事内容	仕事で取り扱った材料・設備	仕事に従事した期間(年月～年月)

III. 以下の場所で働いたり、仕事に従事したことがありますか。

1. 石綿を扱う工場 石綿製品の倉庫
 2. 建築業
 ビルの解体作業
 塗装・吹付け工事 防音工事 断熱・耐火・保温工事
 プレハブ(石綿板)工事 天井・床材の切断 ラス張りの仕事
 電気・ガス・スチームの配管工事
 3. 造船業
 船舶の分解修理・解体
 パイプ被覆・断熱作業 クレーン・自動車の運転 塗装
 電気配線工事 事務員 大工・建具
 溶接 ボイラー製造・設備 作業員
 板金 整備(パイプ・ボイラー等) その他
 4. 断熱工事 保温工事
 5. ボイラーの製造・取り付け・修繕 バーナーの製造・取り付け・修繕
 溶鉱炉の製造・取り付け・修繕 スチーム・パイプの製造・取り付け・修繕
 6. ボイラーの操作 溶接作業 板金作業 耐熱(耐火)服や耐火手袋を身につけての仕事

7. 自動車修理工場 ガソリンスタンド ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造
8. 電気製品（コンデンサー・電池・蓄電池・絶縁テープ）の製造
9. 塗装工場 石けん工場 オイル・化学物質の精製工場
10. ランドリー・クリーニング屋 埃りっぼい作業服の取り扱い
11. 埃りっぼいものの運搬
 商船の船員 トラックの運転手 鉄道員
 はしけの船員 港湾作業員 クレーンの操作員
12. 下水汚物・廃棄物の回収・処理・運搬
13. 蒸気機関車の修理、解体
14. ガスマスクの製造
15. 宝石・貴金属の細工仕事
16. 消防隊員
17. 歯科技工士

IV. 以下の石綿製品を取り扱う仕事をしたことがありますか。

- 石綿繊維 石綿断熱フェルト 石綿カーテン
- 石綿パイプ ボール紙・断熱板 石綿紙
- 石綿チューブ 石綿パイプ被覆 石綿パイプラインフェルト
- 石綿セメント板・管 石綿織物・布 断熱パッド（詰め物）
- 石綿巻き紙 石綿ロープ その他
- 石綿ガスカート 石綿封塗料
- 石綿テープ 石綿パッキング

V. あなた（（注）調査対象者）のそばで次のような仕事が行われていませんでしたか。

1. 断熱パッド（詰め物）の取り付け・取りはずし
2. 石綿パイプの取り付け・取りはずし
3. 溶接
4. 保温材料で包まれたパイプの取り付け・取りはずし
5. プレカットされたアスベストブロックの取り付け・取りはずし
6. 石綿壁板やアスベストボール紙の取り付け・取りはずし
7. 支柱・隔壁・ガード（garder）に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
8. バルブ・パッキングの取り付け・取りはずし
9. ボイラーやボイラーのポンプに保温材をまいたり、はがしたりする。
10. スチーム管に断熱材をまいたり、はがしたりする。
11. 石綿のチューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材を切断したり、取り付けたりする。

VI.

1. 家庭で（絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルシミン*・石綿製品）の修理・修繕をしたことがありますか。 *天井・壁などに塗る水性塗料
2. タルク・パウダーを使ったことがありますか。（ボディータルク・顔用タルク）
3. 石綿製品を家庭で使ったことがありますか。（アイロン板のカバー・耐熱手袋）
4. 石綿工場の近くに住んでいたことがありますか。
 造船所の近くに住んでいたことがありますか。
 建材物の置場の近くに住んでいたことがありますか。
 ブレーキ修理工場の近くに住んでいたことがありますか。

Interviewer's Remarks

Date

Interviewer: _____

都道府県労働局一覽

電話番号は労災補償課又は労働局の代表番号です。

北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森労働局	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手労働局	〒020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019(604)3009
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形労働局	〒990-8567	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(624)8227
福島労働局	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城労働局	〒310-8511	水戸市北見町1-11	029(224)6217
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027(210)5006
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階	048(600)6207
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京労働局	〒112-8571	文京区後楽1-7-22	03(3814)5311
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟労働局	〒951-8588	新潟市川岸町1-56	025(234)5925
富山労働局	〒930-8509	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076(432)2739
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井労働局	〒910-0019	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨労働局	〒400-8577	甲府市美咲1-2-13	055(252)4852
長野労働局	〒380-0846	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(234)5121
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡労働局	〒420-8639	静岡市追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀労働局	〒520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都労働局	〒600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル5F	075(241)3217
大阪労働局	〒540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16F	078(367)9155
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市中之島2249	073(422)2176
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857(23)2191
島根労働局	〒690-8532	松江市東朝日町76	0852(31)1159
岡山労働局	〒700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島労働局	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082(221)9245
山口労働局	〒753-8510	山口市巾着町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川労働局	〒760-0018	高松市天神前5-12	087(831)7282
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5200
高知労働局	〒780-8548	高知市南金田48-2	088(885)6025
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092(411)4799
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎労働局	〒852-8535	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(813)1955
熊本労働局	〒860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096(355)3183
大分労働局	〒870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(536)3214
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島労働局	〒892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち町2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3F	098(868)3559